

令和6年度 仙台市障害者施策推進協議会（第1回）議事録

1 日 時 令和6年7月23日（火曜日）18：30～20：00

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

3 出 席 三浦（剛）委員，佐藤委員，伊藤委員，大志田委員，小野委員，鑑委員，鹿野委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（芳）委員，高橋（秀）委員，野内委員，早坂委員，三浦（か）委員，山下委員，山田委員，渡部委員

※欠席：西尾委員

[事務局]清水障害福祉部長，都丸相談支援担当部長，坂井障害企画課長，水野障害福祉サービス調整担当課長，内藤障害企画課企画係長，阿部障害企画課助成給付係長，曾根障害企画課事業推進担当係長，穴戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課精神保健福祉担当課長，鈴木障害福祉サービス指導課長，井上障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，蔦森北部発達相談支援センター所長，成見北部発達相談支援センター地域支援担当課長，大石南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，小林宮城野区障害高齢課長，郷古若林区障害高齢課長，五十嵐太白区障害高齢課長，木明泉区障害高齢課長，岩淵秋保総合支所保健福祉課長，菅原宮城総合支所障害高齢課長，黒石主任，安部主事，大谷主事，五戸主事，久保田主事，菊地主事

ほか傍聴者5名

4 内 容

（1）開 会

（2）障害福祉部長挨拶

部 長 皆様，こんばんは。仙台市役所健康福祉局で障害福祉部長をさせていただきます清水と申します。

本日は，非常にお忙しい中，またとても暑い中，仙台市障害者施策推進協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

また，日頃より本市の障害者施策全般につきましてご理解，ご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

本協議会は，6月1日付で委員の皆様の改選を行わせていただきまして，本日，新たに8名の委員の方をお迎えしてございます。また，前期に続いてお引き受けをいただいております委員の皆様，併せまして感謝申し上げます。引き続きよろしくお願いいたします。

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

昨年度までのこの協議会におきましては、先ほどもありました、今年、令和6年から11年度までの6年間を計画期間としております仙台市の障害者保健福祉計画につきまして様々なご審議をいただいております。昨年3月に本協議会からの答申ということで前大坂会長から市長に答申をいただきまして、本日お手元にお配りしているような形で今後の障害者保健福祉施策の方向性ということで定めさせていただきます。

今年度以降の協議会におきましては、この計画の進捗につきましてご確認いただき、またご意見をいただくという形になってございます。

本日は、まず今年度のこの協議会の進め方についてご審議いただくほか、昨年度の各施策の進捗状況につきましてご報告をさせていただくという形になってございます。委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

本日はよろしく願いいたします。

(3) 委員挨拶

(4) 会長及び副会長の選出

(5) 会長・副会長挨拶

会 長 それでは、今、ご推薦いただきご承認いただきました東北福祉大学の三浦と申します。大坂会長の後を継ぎまして、前期から引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

前期は計画の策定ということもあって、毎月のように集まって皆さんと議論を重ねてきたと思うんですけども、今期は、そのモニタリングといいますか、進行状況の管理ということになります。

ここで、今期の新しい視点について申し上げて、皆さんとまた検討のときの素材にしていきたいと思うんですが、これまでの障害保健福祉計画は、どちらかというと障害がある方の生活を支援する、あるいは人権を守るためにどのような資源とか制度が必要か、こういう視点でずっと検討がされてきて、制度や社会資源の充実を図ってきたわけですけども、これからは少し発展して2つの視点が必要かというふうに思っています。

1つは、これまでは権利を守るというところにある程度重点を置いたんですが、これからは権利を使うときにどのようなことが必要か、このあたりに1つ視点を置きたいなど。例えば意思決定支援ということが最近重視されています。障害がある方の意思をいかに代弁して制度や政策に生かしていけるか、こういう視点で計画がどのように進捗して、これからどういうところに向かっていくことが必要か、こんな視点でまず管理をしていきたいなというふうに思っています。

それからもう1点は、多様性を受け入れる社会をつくるということが今全世界的な課題でもあるわけですが、この仙台市の障害者施策においても、いろいろな人がいて

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

当たり前なんだよと、みんながこの仙台市の中において、お互いに気遣い合う社会、こういうものをどうつくっていったらいいのか、これは障害者施策だけで成し遂げられることでは到底ありませんが、次期の障害者保健福祉計画に向けて、地域づくり、仙台市のまちづくりというところにも視点を置いていきたい。その視点は、多様性を受け入れる社会をどうつくったらいんだらう、このようなことを皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

大坂会長のように上手に進行管理ができて、皆さん一人ずつ必ずご発言くださいというような、なかなか私うまくできないと思いますけれども、どうぞ積極的にご意見をいただいて、また活発なご意見に基づいて進行管理、それから次期の計画に向けての視点をしっかりとつくっていききたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 三浦会長、ありがとうございました。
続きまして、佐藤副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

副会長 ただいまご指名いただきました佐藤です。今回、初参加で、なおかつ大任の副会長ということでご指名をいただきまして、本当に光栄なことです。

私はずっと医療側から福祉を見たりとか、医療の立場で連携をするという形はずっと取ってきたんですが、最終的には、先ほど話したように、当事者といいますか本人がどう生きたいか、どんなふうに生活したいかに焦点を当てるべきで、その一部を医療が手伝ったりいろいろな制度がサポートしたりというところに視点を持っていくべきだろうなど、ここ数年ずっと考えていたので、今回こういった会にお誘いいただいたのも何かの縁だと思ったり、そういったことをしっかり考える機会にさせていただきたいと思っております。

本会に関しては三浦会長の前から慣れているところもあると思うんですが、もしも何らかの形で多少なりともお手伝いできるようなことがあれば、会の運営が順調に進むようにさせていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、大変申し訳ないんですが、予定が、実は明日出張で、今日の夜のうちに移動しなければいけないものですから、中座させていただくようになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 佐藤副会長、ありがとうございました。
それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。三浦会長、よろしくお願いいたします。

(6) 議事録署名人指名等

(1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より伊藤ひとみ委員の指名があり、承諾を得た。

(7) 議事

協議事項

(1) 令和6年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について

報告事項

(1) 令和5年度障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について

(2) 仙台市における障害関係統計値の推移について

(3) 令和6年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について

(4) 令和5年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

(5) 令和5年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び令和6年度目標について

協議事項

(1) 令和6年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき公開といたします。

それでは早速、次第の7、議事に入ります。

協議事項、令和6年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(坂井課長) では、着座にて、協議事項(1)令和6年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について説明をさせていただきます。資料1-1をご覧ください。併せまして、お配りしました冊子、障害者保健福祉計画の概要版、こちらの薄い冊子になりますけれども、こちらも併せてお手元にご用意いただければ幸いです。

本日は初めてご出席の委員の方々もいらっしゃいますので、初めに、当協議会の所掌事務や計画の概要、モニタリング等についてご説明をさせていただきます。

資料1-1でございますが、障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき都道府県及び政令指定都市が設置する審議会その他の合議制の機関でございます。所掌事務は1に掲げるとおりでございます。

次に、2、現行計画の概要でございます。

1つ目、仙台市障害者保健福祉計画は、障害者基本法の規定に基づいた市町村障害者計画でございます。理念に据えた基本的な方針、主要施策などを定めたものでして、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間としております。

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

2つ目、第7期仙台市障害福祉計画でございますが、障害者総合支援法の規定に基づいた市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス等の見込み量と、それを確保するための方策などを定めたものでして、令和6年度から8年度までの3年間の計画期間としてございます。

3つ目、第3期仙台市障害児福祉計画ですが、児童福祉法の規定に基づきました障害児福祉計画として、障害児に係るサービスの見込み量と、それを確保するための方策などを定めたものでございまして、同様に令和6年度から8年度までの3年間の計画期間としております。

下の図をご覧くださいと思いますが、令和8年度には障害者保健福祉計画の中間評価及び障害福祉計画、障害児福祉計画の次期計画策定を行うという流れとなります。

続きまして、計画の内容について簡単に説明したいと思います。参考資料としております計画の概要版をご覧ください。

ページをめくりました1ページ目でございますが、今説明をいたしました計画策定の概要、2ページ目からは障害のある方を取り巻く現状を示してございます。

続きまして、ページおめくりいただきまして4ページでございます。

本計画は、「共生のまち・共生する社会」の理念の下、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる」を基本目標に、障害理解の浸透を念頭に置きながら施策を推進してまいります。

ページをおめくりいただきまして、5ページから7ページにかけ、重点取組、成果指標を記載してございます。

5つの基本方針を定めまして、基本方針ごとに重点取組、成果指標を定めました。なお、成果指標のうち、一番上の太線で囲まれたものが、市民の障害理解に関する認知度や、障害のある方、そのご家族などの満足度等により評価するアウトカム指標、その下に複数掲げられておりますのが、各施策等の実施状況により評価をいたしますアウトプット指標となっております。これらの項目に応じまして、今後の仙台市の施策に結びつけていくこととなります。

続きまして、8ページでございますが、今期の障害福祉計画、障害児福祉計画におきまして、国の基本方針やこれまでの実績、施策動向を踏まえ設定いたしました主な成果目標、9ページでは主な障害福祉計画等の見込み量を示してございます。

最後に、裏表紙、10ページ目でございますが、下の丸、計画の達成状況の点検及び評価の部分でございますが、成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込み量につきましては、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証した上で、毎年度、こちらの当協議会に報告し、公表するものとしております。当協議会の役割といたしましては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づきまして所要の対策を検討し、実施していくということとなります。

以上、時間の関係上、本計画のポイントのみですが、触れさせていただきました。

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

本日の協議会では、折に触れ計画と照らし合いながら説明をさせていただきます。

それでは、資料1-1に戻りまして、2ページ目をご覧ください。3、監視等についてでございます。ページをめくっていただきまして、2ページ目をご覧くださいければと思います。

まず、監視等とは何かでございます。

(1)の監視でございますが、量的モニタリングとも申します。今年度につきましては、令和5年度、前計画の事業の実施状況などを取りまとめて計画の進捗状況を把握し、状況について取りまとめたいと考えております。

続きまして、(2)の調査でございますが、こちらは、当事者の方などとの面談や懇談会などを通じまして、量的モニタリングのように数字ではなかなかはかることのできない項目についてヒアリングを行うものでございます。

最後に、(3)分析及び評価でございますが、これらのほか、仙台市が行う他の調査結果や各事業等を総合的に分析し、総合的な評価を行うことといたします。

次に、4、令和6年度以降における監視の進め方の案でございます。こちらは3月の協議会でも事務局よりご提案しておりましたが、より見やすく監視しやすくなるよう、従来の様式を変更しようとするものでございます。

従来は、後ほど触れさせていただきます資料2-1というA3横の様式でございました。こちらを、まず資料1-2にお示ししますとおり、A3の1枚物でございます。こちらの資料1-2でございますが、先ほどの計画の概要版でもご覧いただきました5つの基本方針ごとに定めましたアウトカム指標、またこれらに定められた重点取組ごとのアウトプット指標及び実施状況を年度ごとに一覧にまとめまして、目標値と実績値を比較し進捗度合いを把握できる様式といたしました。なお、アウトカム指標につきましては、令和10年度に行います障害者等保健福祉基礎調査の結果を踏まえまして、11年度に評価をする予定でございます。

続きまして、資料1-3でございます。仙台市障害者福祉計画（令和6～11年度）評価シートの案でございます。

こちらは、表紙に令和何年度評価と記載しておりますとおり、毎年度作成するものとなります。先ほどの一覧表に掲載しておりました各指標につきまして、どのような取組を行っているのか、こういったところに課題があるのかという点を把握するための様式でございます。

2ページ以降をご覧くださいますと、2ページには目次、3ページには評価の趣旨や手順、4ページ、5ページでございますが、アウトカム指標の一覧、6ページから7ページにかけては令和11年度に評価をするアウトカム指標の詳細や評価方法について記載をしております。そして、最後、8ページでございますが、資料1-2にありますアウトプット指標、複数ございますが、この指標ごとにこちらの個票を作成いたしまして、実績の詳細や関連事業の実績等もご覧いただきながら、評価や課題、今後の方向性につきまして総合的に審議していただけるものにと考えてございます。

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

次に、5番、令和6年度以降における調査の進め方の案でございます。資料1-1にお戻りいただければと思います。

まず、質的モニタリングとはでございますが、本市の監視等実施方針に基づき、数値目標の監視だけでは把握しきれない現状と課題について、3段落目の①から④に掲げました対象者の方々に対し、対面によるヒアリング方式を基本といたしまして実施するものでございます。これまでですと、委員の方々、二名、事務局職員2名程度でグループを編成いたしましてヒアリングを実施しております。委員の皆様にはそれぞれの専門分野のヒアリングの際などにお力をいただければと存じます。

現計画期間における実施計画につきましては表をご覧くださいと思いますが、現計画期間が開始し1か年が経過する令和7年度より質的モニタリングを毎年度実施いたしまして、令和10年度は次期計画策定のための基礎調査として規模を拡大して実施いたします。

最後に、6のスケジュール案でございます。

今年度は年2回の開催の予定で考えておまして、第2回目は3月に開催して、現時点では、今年度の量的モニタリング結果等の報告と分析及び評価についてご協議いただければと考えております。

協議事項に関します事務局の説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

今、ご説明は、昨年度つくりました6年度から11年度までの各計画について、量的とそれから質的にモニタリング、評価を毎年していくということで、その内容とか、それから最後は何年度に何をやるかということの一覧表になってございます。これを評価、モニタリングを重ねて、次期の計画に向けて協議を重ねていくということになります。量的なものは数をカウントして出てくるものでございますので、どれくらいできたかということになりますが、量的なものだけでなく質的な部分ですね、これをヒアリングという調査の方法を使ってヒアリングをする、あるいはこの場で詳しく検討していく、こういう検討の進め方になるかと思っております。

皆様から今の事務局のご説明に関してご意見、ご質問等あれば、どうぞ挙手をお願いいたします。今回は事前質問が出ておりませんでしたので、この場でご意見、ご質問くださればと思います。いかがですか。小野委員、どうぞ。

小 野 委 員 特定非営利活動法人 Switch の小野です。

今ご説明ありました資料1-3の評価シート（案）なんですけれども、すごく見やすくなったなと思っております。特に、最後のページのアウトプット指標のところのまとめ方の一覧の出し方がとてもいいかなと思っております。実際にすごく事業が多い中で、数字が一覧で見られるものと、ただ、実際に私たちが携わっていく中の質的モニタリングなどで上がった意見を参考にしていく。これでも本当に書き

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

切れないぐらいたくさんの意見が出てきている中で、こういうふうにはA4・1枚で1つのものに対して全部がまとまっていくことを、これが多分何枚にもなるんだと思うんですけども、とても見やすく分かりやすくいいなと思いました。以上です。

会 長 どうもありがとうございます。特に一覧についてご評価いただいたということですので。

ほかにはいかがですか。進め方等について何かご意見はございますか。次期の計画策定に向けてこういうスケジュールということになっているんですけども、よろしいですかね。

それでは、協議事項としての資料1に基づいた事務局からのご説明と、それから協議について、特に量的なモニタリングで一覧表で評価が見られるというところについてご評価いただいたということで、今後も分かりやすい評価の表し方に努めて検討していきたいと思っております。どうもありがとうございました。それでは、次第7の協議事項についてはここまでとさせていただきます。

報告事項

- (1) 令和5年度障害者保健福祉計画に係るモニタリング（監視）の結果について
- (2) 仙台市における障害関係統計値の推移について
- (3) 令和6年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業について
- (4) 令和5年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて
- (5) 令和5年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び令和6年度目標について

会 長 続いて、報告事項（1）（2）（3）（4）（5）について事務局から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、坂井でございます。

（坂井課長） それでは、報告事項（1）から（5）に関しまして、資料2-1から資料6により、時間の関係もございますので、要点のみご報告をさせていただきます。

まず、資料2-1でございます。計画掲載事業の実施状況でございます。

こちらは、昨年度までの前期障害者保健福祉計画に掲載しておりました計画関連事業の令和5年度の実績でございます。資料の左にあります前期計画における施策体系、重点分野を中心とした主な事業ごとの評価をさせていただきます。令和5年度は掲載事業が多岐にわたっておりますので、本日は2事業ほど例示としてご説明をいたします。

1つ目は、1ページ目の中段に、①共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の促進のうち、障害者虐待防止体制の整備の事業がございます。右の列にご

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ございますが、令和5年度実績やそれに対する評価としまして、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会を、新型コロナウイルス以降、4年ぶりに対面で開催いたしました。各関係機関担当者が顔を合わせてグループワークにより取り組むことにより、各機関の取組内容や課題等について協議会全体で共有が図れたものと考えてございます。

また、2つ目は、3ページをご覧くださいと思います。中段でございますが、②障害のある児童や発達不安のある児童に対する支援の充実といたしまして、幼稚園・保育所・学校等とアールとの連携の強化の事業がございますが、こちらの令和5年度実績や評価としまして、令和4年度に導入した相談支援時の「お伝えシート」の認知度の向上や、担当職員の配置による幼稚園・保育所への訪問数増加、支援力向上などが図られ、継続した取組により確実に連携が進んでいるものと考えております。

以上のように各施策についてモニタリングの結果と評価を整理しております。こちら令和6年度実績からは、先ほどご説明しました資料1-3の様式に分かりやすくまとめて整理してまいりたいと存じます。

続きまして、資料2-2をご覧くださいと思います。前期の仙台市障害福祉計画、障害児福祉計画の到達目標に関する実績でございます。

こちらは、国の基本指針に示された目標事項や施策の動向等を踏まえ設定されたものでございます。令和5年度は、表の1番、施設入所者の地域生活への移行者数、4番、福祉施設の利用者における一般就労への移行者数、15番、障害福祉サービスに係る各種研修の活用などについては目標を若干達成できないところがございましたが、その他の項目につきましては目標を達成してございます。

続きまして、資料2-3でございますが、各障害福祉サービスの計画における見込み量と実績でございますが、このうちの主な項目について、令和2年度から5年度までの見込み量の実績をグラフ化したしまして資料2-4にまとめてございますので、そちらでご報告いたしますのでご覧をいただければと思います。

表紙をおめくりいただきますと目次がございますが、主な障害福祉サービスを掲載してございます。1か月の利用者数で見えていきますと、1番の居宅介護、重度訪問介護といった訪問系サービスから10番の放課後等デイサービスまで、全ての項目で増加傾向といった実績でございました。

以上が令和5年度のモニタリング結果でございますが、詳細につきましては後ほど資料をご高覧いただければ幸いです。

次に、資料3によりまして、報告事項（2）本市の障害関係統計値の推移についてご報告いたします。

こちらは、平成26年度から令和5年度までの障害者手帳所持者数と年齢構成比、難病認定者等の数、障害福祉サービス利用者数の推移を掲載してございます。このうち2ページの障害者手帳所持者数につきましては、令和5年度末時点で5万4,034人、市内の人口比率で4.94%となっております。障害者手帳所持者数の総

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

数につきましては、平成26年度以降、増加が続いておりますが、令和4年度から5年度にかけては、下の米印の記載のとおり、転出者や死亡者の方のシステム台帳を整理した関係で所持者数が減少してございます。

また、10ページをご覧ください。こちらは障害者福祉サービス利用者数でございますが、令和5年度の一月当たりの利用者数が1万3,866人、前年度比で1,022名の増加、8%の増加率となっております、この10年間では約1.6倍まで増加をしてございます。

続きまして、資料4-1と4-2に基づきまして、報告事項（3）令和6年度仙台市障害者保健福祉関係予算及び主要事業についてご報告をさせていただきます。

まず、資料4-1をご覧ください。

健康福祉費につきましては、2,486億円余り、令和6年度一般会計予算の38.4%を占めておりまして、令和5年度から約30億円の増となっております。

障害保健福祉費につきましては、約383億円余り、29億円の増となっております。

裏面をご覧ください。

こちらの円グラフが健康福祉費の内訳となっております。障害保健福祉費につきましては、先ほども申し上げましたが383億円余り、健康福祉費の15.5%を占めておりまして、児童福祉費に続き2番目に多い割合となっております。

それでは、引き続き資料4-2をご覧ください。

令和6年度の障害者保健福祉関係の主要事業でございます。

各事業は昨年来ご意見をいただきました計画を実際に実行するものでして、計画概要版の5ページの重点取組にも掲載してございますので、併せてご覧いただければ幸いです。

まず、1ページ目の（1）障害理解の促進と権利擁護の推進についてでございます。障害のある当事者講師による障害理解サポーター養成研修について、対象を企業や団体様のほか小中学生にも拡大し実施いたしまして、そのほか、市役所本庁舎建て替え工事で設置の仮囲いにアートを掲出する事業、精神疾患に対する理解促進のため心のサポーターを養成する事業などを行います。これは、計画概要5ページ、基本方針1の重点取組を具体化する事業でございます。

続きまして、（2）障害児支援の充実についてでございます。①、発達相談支援センターにおいても発達障害に関する医療相談をはじめ評価する体制を強化していくほか、⑦、自閉症児者相談センター（ここねっと）では、相談員を増員し、相談件数の増に対応してまいります。また、新たに⑩についてでございますが、児童発達支援センターにおける療育時間を延長し、保護者の就労を支援する事業などを実施してまいります。これらは、計画概要5ページ、基本方針2の重点取組を具体化する事業となっております。

続きまして、（3）地域生活支援体制の充実につきましては、在宅で生活する障害者と家族が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、②にあります各

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

種相談事業を実施いたしますとともに、③の進行性難病の方や重度障害者へのコミュニケーション支援、⑦の在宅重度身体障害者訪問入浴サービス、⑧の医療的ケアを要する方への支援など、より手厚い支援を必要とする方への支援の充実、⑯の補装具の支給、⑰の障害者自立支援医療給付などを行ってまいります。また、新規事業といたしまして、⑧の医療機関や介護老人保健施設に医療型短期入所事業所の開設支援を行うほか、⑬の若年者向けの相談窓口設置や職場内ゲートキーパー養成、関係機関連携強化に向けた官民協働プラットフォーム設置、⑭に関しましては、昨年度実施しましたひきこもり支援の充実に向けたニーズ調査の結果を受けての相談体制の強化、オンラインを活用した居場所づくり、ひきこもり支援体制評価委員会における支援プログラムの検討などの取組を進めてまいります。これらは、計画概要6ページ、基本方針3を具体化する事業あるいはそれに関連した事業でございます。

続きまして、(4)社会参加と就労の充実につきましてですが、①、障害者就労支援センターにおきまして、障害者の就労生活全般にわたる総合的な支援を行いますとともに、障害者の雇用促進セミナーの開催や自主製品の販売促進、販路及び販売機会の拡大といった事業、⑤、市役所内におきまして障害者雇用促進のためのチャレンジオフィスの運営を行ってまいります。また、障害者スポーツを行う機会を確保し大会を充実させるなど、障害者スポーツをより振興させていくための取組を推進いたします。これらは、計画概要6ページ下、基本方針4を具体化する事業でございます。

続きまして、(5)安心して暮らせる生活環境の整備でございます。①の介護給付・訓練等給付でございますが、障害者総合支援法に基づきます各種障害福祉サービスの給付事業を行ってまいります。また、②から⑥では、グループホームの整備促進のため、防火設備や強度行動障害者受入れ促進のための設備の補強や補修に係る経費、強度行動障害支援者を養成する研修の受講を支援するための補助の事業などを実施いたします。さらに、⑩、障害福祉サービス人材育成の確保や定着に向け、事業所向けセミナーや事業所職員及び学生を対象にした交流イベントを開催するほか、新たに、障害福祉分野の仕事を紹介するリーフレットを作成いたしまして、各種学校や関係機関に配布する事業を実施いたします。これらは、計画概要7ページ、基本方針5を具体化する事業でございます。

最後に、(6)障害福祉事業関連事務の効率化でございますが、各区役所の事務の一部を本庁に集約いたしまして効率化を進めることで、区役所の負担を軽減し、適正な事務執行とさらなる市民サービスの向上を図ってまいります。

令和6年度予算並びに事業についての説明は以上でございますが、今後、計画期間中を通して、このような形で重点取組について具体化してまいりますことといたします。

続きまして、資料5を使いまして令和5年度の障害者差別解消条例に関する取組についてご報告いたします。資料のほうをご覧くださいと思います。

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

まず、1番、相談体制の整備等についてでございます。

令和5年度の差別に関する相談件数は、括弧書きの部分が相談件数の実件数となっております。54件、前年度に比べて実件数として8件の増加になってございます。主に商品・サービスの提供の分野や建物・公共交通機関の分野での相談が多くなっているというところでございます。

3ページにお進みください。真ん中辺り、2番、普及啓発・理解促進等に関する主な取組についてでございます。先ほど、計画の概要版で「共生のまち・共生する社会」の理念の下、障害理解を基盤に施策を展開すると申し上げましたが、ここで様々な取組を紹介しております。（1）障害理解サポーター事業から（3）ワークショップ「ココロン・カフェ」の開催、（14）イベントへのブース出展まで、令和5年度には様々な普及啓発・理解促進に関する事業を実施しております。時間の関係もございまして、3つほど紹介させていただきます。

まず1つ目が、3ページ、（1）障害理解サポーター事業でございます。こちらの事業は、障害理解に関する研修を実施する企業様や各種団体様に対して、障害をお持ちの当事者の方を講師として派遣をいたしまして、所定の研修プログラムに基づきました講話ですとか体験型グループワークなどを実施いたしまして、障害とは何か、障害者への配慮はどうすればよいかなどを学ぼうとするものでございます。講師の当事者が自らの経験を交えながら講義をするために説得力がありまして、受講団体様からは好評をいただいているところでございます。令和5年度は、39回開催をいたしまして、849名に受講いただきました。

2つ目は、（6）市民協働事業「手話ソングワークショップ『バリコミュ・シュワッチ・クラブ』」でございます。令和4年度より児童館に通う児童等を対象に手話のワークショップを行っておりまして、令和5年度は、児童館や子ども食堂などで計10回、463名にご参加いただきました。今年度は、児童館に加えまして、保護者や地域の方などより多くの方に一緒に参加いただける会場での開催を予定してございます。

3つ目は、6ページになりますけれども、（13）条例改正に伴う各種取組でございます。（13）をご覧いただければと思います。障害者差別解消法の改正に伴いまして、令和5年10月に障害者差別解消条例を改正いたしまして、合理的配慮が義務化された事業者向けのパンフレットを作成し、関係機関に配布したほか、地下鉄仙台駅への広告の掲出をはじめ、各種の啓発、周知を図ってまいりました。

その他の取組につきましては、後ほどお目通しをいただければと思います。

3番、庁内体制の整備等につきましては、庁内での研修会、それから市の事業に対する情報保障、タブレットを活用したコミュニケーション支援を実施してきたところでございます。

資料5に関する報告は以上でございます。

続きまして、ちょっと長くなって申し訳ございませんが、もう少しですでお付き合いただければと思います。資料6でございますが、仙台市におけます障害者

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

就労施設等からの令和5年度の物品等の調達実績と令和6年度の調達目標についてご報告申し上げます。

仙台市におきましては、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するための必要な措置ですとか調達目標を定めました調達方針を策定しまして、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に取り組んでいるところでございます。

まず、1番でございますが、令和5年度の調達実績の合計といたしましては、目標の630件、8,000万円を上回ります、654件、約8,700万円の実績となっております。内訳は表のとおりでございます。

令和6年度の調達目標につきましては、3番をご覧ください。昨年度実績を上回ります660件、金額を9,200万円ということで設定をしております。

当方といたしましては、優先調達の理解促進や協力に関する庁内への周知、啓発の徹底を図ることはもとより、調達に関する相談や事業所のマッチング等の対応を通じまして、令和6年度につきましても可能な限り優先調達を拡大しまして、目標を上回る実績を達成できるように努めてまいりたいと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございます。多岐にわたって、それから量的にも非常に多くて、なかなか全体、流れを把握するのが難しかったかと思うんですけども、報告の内容につきましては、1つは、前回策定しました令和6年から11年の計画の評価シートということで、こんなふうに評価をしていきますよというご説明と、それから令和5年度の各施策の進捗状況について、主に量的な部分、それから、令和5年度の実績ということで、振り返って令和5年度ではどのような施策が行われたかということと、それから到達目標、見込み量とかのご説明がありました。それから、次期計画の具体的な事業にするとこういう事業になるということと、それに併せて予算などについてもご説明いただいたところでした。少し分量的にも多くなっておりますので、また時間があるときにもう少しゆっくり目を通していただければというふうに思います。

ともかく、この次の6年から11年度の計画をどんなふうに評価していくかということとか、それからその次の計画に向けての視点というものをこれからつくっていくんだという視点でこの資料を見ていただければと思いますが、今のご説明についてご質問等ございましたらば挙手をお願いいたします。

なかなか新規にご就任いただいた委員の皆さんはちょっと耳慣れない言葉もあると思いますので、中身を見ないと……、山下委員どうぞ。

山下委員

シャロームの会の山下です。

質問させていただきたいんですけども、資料4-2に予算のことが載ってまして、そして資料5のほうに仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人も

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例に係る取組についてという文言があるんですけども、その中の障害理解サポーター事業が今年度の10月からは小学生と中学生にも対象を広げ、そして、この資料5の4ページの中高生向けワークショップである「ココロン・スクール」は障害理解サポーター養成研修に今年度からは統合されると載っているんですけども、予算を見ると、予算が、障害者差別解消、（1）の①は昨年度の予算より減少していると思うんですけども、統合されたけれども予算が減少したのか、内訳というか、こういった内容で（1）の①の予算が組まれているのかというあたりをご説明いただければありがたいなと思います。

会 長 事務局、いかがですか。

事務局 障害企画課、坂井でございます。ちょっとお時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

（1）の①番の障害者差別解消の予算の話でご質問でしたが、こちらのほうは、障害理解サポーター養成研修の事業も予算の中には含まれてございますが、それ以外の事業というのもございます、特に昨年度は差別解消条例の施行が行われた年だったものですから、そちらの啓発等に係る様々な事業を行っていた関係で、その分今年度の予算よりも予算が多かったというところでございます。

障害理解サポーター養成研修につきましては、委員ご指摘のとおり、中学生向けワークショップ「ココロン・スクール」、令和5年度に4回実施させていただきましたが、こちらを障害理解サポーター養成研修に統合して実施していきたいと考えてございますが、統合することで事業が縮小されるとかそういったことはございません、むしろ事業としては回数を増やして積極的に実施してまいりたいと考えてございます。また、対象といたしましても、昨年度は中高生向けということでやっておりますが、より小さい頃から障害理解に関する教育が必要だというようなこともこちらの協議会の中でもご意見をいただいておりますので、今年度以降につきましては小学生の方に対象を拡大して実施してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

会 長 山下委員、いかがですか。

山下委員 はい、分かりました。限られた予算だとは思いますが、どこに重きを置くかというところは仙台市のほうで検討されると思うんですけども、はい、分かりました。

会 長 昨年度議論したことなどを少し反映をして組んだ施策であるということも今ご説明いただいたと思います。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。柴田委員。

柴田委員

宮城県自閉症協会の柴田です。

今の予算のほうのページです。最終ページの（6）のところに障害福祉事業関連事務の効率化ということで新規事業としての枠組みがあるんですけども、これは、各区で今までやれていたというか、やっていたことを本庁のほうに全部統合するという意味合いなのかどうかということで、実は、区役所でやり取りをしながら書類を出していたという私たち親がいるんですけども、それが全部本庁のほうに行かなければいけないのかとか、そういうところがちょっと疑問に思ったものですから、その辺お願いいたします。

会長

事務局、お願いします。

事務局

（水野課長）

ご質問ありがとうございます。障害福祉サービス調整担当課長でございます。

資料では各区等の事務の集約とございますが、最初にご説明をしておきたいのが、区役所で例えばご相談を受けたり、あるいは申請書をお預かりしたりと、そういった部分についての変更はございません。

私どもはそういった書類をお預かりしてから、その後様々な事務処理をいたします。具体的には、システムに入力したり、通知文書を作成、印刷したりというような、細かい、決まった形の事務処理です。そういった定型的なものを集約して本庁で行うということによって、より区役所の職員が、利用者の皆様、ご家族の皆様などにゆとりを持って丁寧に対応できるようにと、そういった事業でございます。

なので、利用者の皆様に例えば区役所ではなく本庁にお越しいただきたいとか、そのような形でご負担をおかけすることはなく、これまでどおりに区役所の窓口にお越しいただいて、あるいはお電話などでご相談をいただくことができますので、ご安心いただければと思います。

会長

よろしいでしょうか。ほかにはございますか。そろそろ予定した時間になってまいりましたが、いかがでしょうか。内容が多岐にわたっていますので、いろいろと細かいところを見ると分からないところが出てくると思うんですけども、時間もございますので、報告事項に関する協議はこれぐらいにして、もし何か質問事項等ございましたら事務局へということでもよろしいですか、報告事項に関して。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、次第7の報告事項についてはここまでとさせていただきます。

（8）その他

会長

最後に、次第8、その他でございますが、皆様から何かございますでしょうか。ございませんか。

それでは、本日の議事が終了しましたので、事務局にマイクをお返しいたします。

（9）閉 会

事 務 局

三浦会長，議事進行ありがとうございました。

それでは，最後に事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正意見をいただきまして，事務局が修正作業を行い，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料につきまして追加のご意見，ご質問等ございましたら，机前にお配りしておりますご意見票にて，期限が短く恐縮でございますが，7月30日火曜日の17時までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

次回の協議会につきましては，3月頃の開催を予定しております。日程が固まり次第，追って委員の皆様にご案内をお送りさせていただきます。

それでは，以上をもちまして，令和6年度第1回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中，ご出席，ご議論いただきまして，ありがとうございました。

署名人 伊藤 ひとみ

